令和８年度第３回大規模小売店舗立地審議会議事録

日　　時：令和８年１０月１５日（木）１０時００分～１０時４５分
場　　所：徳島県職員会館　視聴覚室
議　　題：大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る審議
「クスリのアオキ山川店」の新設届出
「クスリのアオキ徳島北島店」の変更届出
「マルナカ市場店」の変更届出
出席委員：名田委員、兵頭委員、吉田委員、寺奥委員、藤代委員、瀧川委員
事業者　：(株)クスリのアオキ、（株）フジ、大和ハウス工業（株）、（株）五星
県出席者：（事務局）経済産業部　産業成長推進課
（大規模小売店舗立地連絡会員）関係各課

■議題１

「クスリのアオキ山川店」の新設届出について

事務局より大規模小売店舗立地法に基づく届出の概要を説明後、審議に入った。

委　員：駐車場西側に照明がないため、この辺りは夜間暗いと思われるが問題ないのか。

事業者：敷地西側が農地なので、光源対策も兼ねて西側には照明を設置しないこととなっている。また、店舗正面の照明の照射角度を変えることで奥行きまで光が届くような設計となっているため場内全体の明るさは十分確保できている。

委　員：処理不適物が混入していないかどうかは具体的にどのように確認しているのか。

事業者：廃棄物保管施設の中で段ボールや紙類、プラスチックなどさらに小分けしており、ドラッグストアのためそれほど加工があるわけではないが、廃棄物を細かく分別して許可業者に確認・回収をお願いしている。

委員長：それでは、この案件につきましては、県の意見として述べる事項はなしと致します。

→意見なしで終了

■議題２

「クスリのアオキ徳島北島店」の変更届出について

事務局より大規模小売店舗立地法に基づく届出の概要を説明後、審議に入った。

委　員：前回審議会での留意事項に営業時間の短縮についても挙がっていたが、今回変わっているのか。

事業者：閉店時間について、届出上では午後１２時となっているが実際は午後１０時に短縮している。

委　員：北側の出入口を閉鎖することによって、付近の駐車場が北側フェンスと隣接しているため停めにくくなるのでは。

事業者：オープン時には出入口だけでなく、場内においても交通誘導員を配置し滞留が起きないよう誘導する予定。また、店舗前の駐車場の通路は規定よりも広めに確保しているため、示している駐車場においてもゆとりをもって駐車が可能と思われる。

委員長：それでは、この案件につきましては、県の意見として述べる事項はなしと致します。

→意見なしで終了

■議題３
「マルナカ市場店」の変更届出について
事務局より大規模小売店舗立地法に基づく届出の概要を説明後、審議に入った。

委　員：駐輪台数を大幅に増やした理由は。

事業者：放置自転車をなくしてバリアフリーにつなげるため。また、普段から車を使わない方々への配慮として可能な限り増やしている。

委　員：店舗の出入口からすぐ西に車椅子専用駐車場やおもいやり駐車場があるが、駐車場から店舗の入口までの導線が、図面上では西側の駐輪場の影響で屈曲している。車椅子は角度を変えるだけでも負担なので、西側の駐輪場はなくてもよいのでは。

事業者：実際のところは、西側店舗の入口はスペースを広くとっており、図面のように屈曲して車椅子を押してもらうことはないと考えている。また、西側の駐輪場は西側店舗利用者の方に使ってもらう想定なので必要と考えている。

委員長：それでは、この案件につきましては、県の意見として述べる事項はなしと致しますが、参考まで、審議会の中で出された次の意見について、知事宛に申し添えることとします。

・車椅子専用駐車場から店舗までの導線においては十分なスペースを確保すること。

→意見なしで終了